

原議保存期間	1年(令和3年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

各管区警察局総務担当部長
警視庁総務部長 殿
各道府県警察本部総務(警務)部長

警察庁丁総発第57号
令和2年2月20日
警察庁長官官房総務課長

新型コロナウイルス感染症への対応について(通達)

新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)については、既に、1月31日付け及び2月4日付け警察庁留置管理室長事務連絡により感染拡大予防のための措置等について連絡したところであるが、我が国においても感染経路が不明の感染者が発生するなど、更なる感染の拡大が認められることを踏まえ、下記に基づき、改めて全ての留置担当官等に必要な指導を徹底するとともに、留置管理業務の適切な執行に努められたい。

記

1 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- (1) 新規入場手続をはじめ、被留置者を取り扱う際は、マスクと手袋を着用するとともに、こまめに、石けんによる丁寧な手洗い、アルコール消毒液による手指消毒を行うこと。
- (2) 被留置者の居室については、可能な限り、1人1部屋とするほか、運動、入浴等の起居動作を行わせる際にも、単独で行わせるなど、被留置者を相互に接触させないように注意すること。
- (3) 被留置者の体調や言動を観察する際には、感染経路が不明な感染者が発生している現状を踏まえ、幅広く感染の可能性を念頭に置いた対応をとること。また、被留置者の体調に応じてマスクの着用を促すなど適切に対応すること。
- (4) 新たに被留置者が入室する場合等、被留置者が入れ替わる際は、居室内において被留置者が頻繁に触れる箇所等について、所要の消毒措置を行うこと。
- (5) 留置担当官等が留置場内に入出場する際には、手洗いや消毒液の使用等の感染症予防対策を徹底すること。
- (6) 換気装置及び空調設備を適切に使用すること。また、清掃時、入浴時のほか、新型コロナウイルス感染症が発生し、又はそれが疑われる場合には、必要に応じて窓を開放するなど換気に努めること。
- (7) 工事業者等の留置施設に出入りする契約業者等の部外者については、新型コロナウイルス感染症の感染者や感染の疑いのある者等と接触の機会があった者等の施設内への立入りの自粛を要請するなど、必要な感染予防対策に関する注意喚起や協力依頼を行うこと。

2 留置場内において感染又は感染の疑い等が発生した場合の対応

(1) 被留置者が体調不良を申し出た場合の対応

被留置者を新規に留置する際は、捜査部門から被留置者の健康状態、言動等を聴取するが、その際、当該被留置者の健康状態について特異な申出がある場合や、入場時に実施する傷病等の調査に際して、当該被留置者から体調がすぐれない旨の申出があった場合の措置は次のとおりとする。

新型コロナウイルス感染症に係る厚生労働省が公表する相談・受診の目安において「37.5度以上の発熱が4日以上続く場合」等の基準が示されているが（「新型コロナウイルス感染症に係る厚生労働省が公表する相談・受診の目安等について（通知）」（令和2年2月18日付け警察庁丁給厚発第103号）参照）、感染経路が不明な感染者が発生している現状や、留置施設が閉鎖空間であるという特殊性に鑑みて、37.5度以上の発熱がある場合には、保健所又は嘱託医に相談の上、医師の診療を受けさせること。

また、37.5度には届かない発熱があるなど何らかの体調不良を訴えている場合にも、感染の可能性を念頭に置き、渡航歴や感染者等との接触歴等の要素も勘案の上、極力、受診を勧奨するとともに、診療護送を行わない場合であっても、必要に応じて嘱託医に相談して指示を仰ぐこと。

さらに、診断等の結果、当該被留置者を留置場内に留め置く場合であっても、医師の指示により、経過観察を要するとされた場合には、単独留置を徹底し、起居動作も単独で行わせるなど隔離のために必要な措置を執ること。その際は、後日、陽性の検査結果が出る可能性も否定できないことから、特別要注意者に指定の上、体温測定を行うなど慎重に経過観察を行い、必要に応じて改めて医師の診療を受けさせること。

なお、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日付け厚生労働省医政局地域医療計画課及び同省健康局結核感染症課事務連絡）により、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者を診療体制の整った医療機関に確実につなぐため、二次医療圏ごとに1か所以上、「帰国者・接触者外来」が設置されていることに留意の上、対応に当たること。

(2) 被留置者が感染した場合の対応

被留置者が新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、留置業務管理者は、診断した医師に、本人の病状、他者への感染のおそれ、必要な措置等について十分確認し、組織的かつ的確な対応を図ること。また、当該被留置者の庁舎内における行動経路や滞在した場所等の消毒も行うこと。

医師の判断により、入院等の措置が必要な場合には、検察官に勾留執行停止等の要請を行うなど、被留置者に係る事件を捜査する部門と連携して対応すること。

また、新型コロナウイルス感染症と診断された被留置者と同じ居室に留置されていた者や、当該被留置者の処遇を担当していた留置担当官等、当該感染者と接触した可能性のある者に対する医療上の対応については、都道府県の保健衛生部門等の指示に従い、必要な措置を講じること。

(3) 留置担当官等が感染した又は感染の疑いがある場合の対応

留置担当官等が感染した又は感染の疑いがある場合についても、上記(1)と同様に、当該担当官等の行動経路等を把握し、留置施設内における必要箇所の消毒を行うこと。また、当該担当官等が処遇を行うなどして接触した被留置者や、当該担当官等と勤務中に接触した他の留置担当官等に対する医療上の対応についても、上記(1)と同様に、都道府県の保健衛生部門等の指示に従い、必要な措置を講じること。

(4) 本部留置管理部門等に対する報告、連絡

留置業務管理者から本部留置管理部門、厚生管理部門及び警備部門へ連絡するとともに、警察庁留置管理室へも即報すること。

(5) 広報対応

都道府県の保健衛生部門において広報する場合及び警察に取材があった場合には、関係機関と連携し適切に対応するとともに、警察庁留置管理室へも即報すること。

(6) 被留置者の家族等への連絡

被留置者が入院した場合や他者への感染のおそれがある被留置者を釈放した場合等、家族等への連絡が必要な場合には、捜査部門と連携して行うこと。

3 その他

留置施設において、感染者が発生した場合における業務継続の方法について、新規留置の停止や他施設への移送の可能性を含め、幅広い検討を行うほか、関係機関等との連携の在り方についても、あらかじめ、本部留置管理担当課において検討しておくこと。